

第5章 環境の保全及び創造の考え方

環境の保全及び創造のために講じることを予定している措置は、次のとおりである。

5.1 工事計画

工事計画の策定にあたっては、最新の公害防止技術や工法等の採用及び低公害型機材の使用等、周辺地域に対する影響の回避・低減対策を検討する。

建設資機材等の運搬にあたっては、車両走行ルート of 適切な選定、通行時間帯の配慮、輸送効率の向上、運転者への適正走行の周知徹底、工事関係車両の運行管理等、周辺地域に対する環境影響の回避・低減対策を検討する。

5.2 交通計画

建設工事の実施にあたっては、工事関連車両の走行ルートは歩道を有する幹線道路利用、高速道路利用を優先し、一般道路の走行は可能な限り短くすることにより交通渋滞の防止や歩行者等の交通安全確保に努める。

作業員の通勤手段に関しては公共交通の利用を奨励し、自動車使用の抑制に努めることにより、周辺環境に配慮する。

5.3 緑化計画

グリーンワールドに緑地を設けるほか、敷地内のオープンスペース等についても、可能な限り緑化するよう努める。

5.4 廃棄物に関する計画

建設工事に伴い発生する土は、可能な限り事業計画地で利用し発生量の抑制を図り、事業計画地外に搬出する場合は、関係法令に基づき適切に対処をするとともに、再利用等の有効利用策を検討する。

再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定するなど、施設の解体時に発生する廃棄物の発生抑制に努める。

供用時においては、ごみの減量や分別排出に対する啓発を行うことにより、ごみの減量化を図る。

5.5 環境保全計画

5.5.1 大気質

建設工事の実施にあたっては、必要に応じて散水を行い、土砂の搬出入時はトラック荷台をシートで覆うなど粉じんの発生・飛散防止に努める。また、国土交通省指定の排出ガス対策建設機械の採用や良質燃料の使用等により、大気汚染物質の排出量の低減に努めるとともに、空ふかしの防止、アイドリングストップの励行等、適切な施工管理を行う。

建設工事の実施にあたっては、工事関連車両の走行ルートは歩道を有する幹線道路利用、高速道路利用を優先し、一般道路の走行は可能な限り短くすることにより交通渋滞の防止等に努める。

建設資機材等の運搬にあたっては、車両走行ルート of 適切な選定、通行時間帯の配慮、輸送効率の向上、運転者への適正走行の周知徹底、工事関係車両の運行管理等、周辺地域に対する環境影響の回避・低減対策を検討する。

5.5.2 水質・底質

原則として公共下水道が利用可能である場合、工事排水及び供用時の排水は放流基準を満たす処理を行った後に下水道へ放流することで環境影響を回避する。公共下水道が利用できない場合においても、工事排水は沈殿池等によりSS等を適切に処理したのちに海域へ放流し、供用時の排水は適切な処理施設を設置し、「水質汚濁防止法」や「瀬戸内海環境保全特別措置法」等の放流基準を満たす処理を行った後に海域に放流することで環境影響を低減する。

5.5.3 土壌

建設工事の実施にあたっては、工事着手前に土壌汚染対策法及び大阪府生活環境保全等に関する条例等に従い、関係機関と協議し手続きを進めるとともに、汚染土壌が確認された場合は、上記法・条例に基づき適切な対応を図る。

5.5.4 騒音・振動・低周波音

建設工事の実施にあたっては、国土交通省指定の低騒音型建設機械及び低振動型建設機械の採用等により、騒音・振動の発生の抑制に努めるとともに、空ふかしの防止、アイドリングストップの励行等、適切な施工管理を行う。

5.5.5 悪臭

排水処理施設を設置する場合に生じる排気は脱臭設備を設置して処理することで環境への影響を低減する。

5.5.6 地球環境

再生可能エネルギーの活用、その他省エネルギー技術の導入を検討する。

建設資機材等の運搬にあたっては、車両走行ルート of 適切な選定、通行時間帯の配慮、輸送効率の向上、運転者への適正走行の周知徹底、工事関係車両の運行管理等、周辺地域に対する環境影響の回避・低減対策を検討する。

建設工事の実施にあたっては、工事関連車両の走行ルートは歩道を有する幹線道路利用、高速道路利用を優先し、一般道路の走行は可能な限り短くすることにより交通渋滞の防止や歩行者等の交通安全確保に努める。また、国土交通省指定の排出ガス対策建設機械の採用や良質燃料の使用等により、大気汚染物質の排出量の低減に努めるとともに、空ふかしの防止、アイドリングストップの励行等、適切な施工管理を行う。

作業員の通勤手段に関しては公共交通の利用を奨励し、自動車使用の抑制に努めることにより、周辺環境に配慮する。

5.5.7 ヒートアイランド

グリーンワールドに緑地を設けるほか、敷地内のオープンスペースなど、緑化可能な部分はできるだけ緑化するよう努める。施設供用時は、ドライミストを用いた施設の整備など水の気化熱を利用した外気温上昇抑制対策を検討する。

5.5.8 動物・植物・生態系

現況の生物の生息状況の把握に努め、必要に応じて生息環境に及ぼす影響を低減するよう配慮する。

5.5.9 景観

人工島であり、水辺に隣接しているという特徴や眺望を生かすとともに、周辺の景観やまちづくりと調和した会場づくりに努める。

5.6 大阪市環境基本計画の推進

大阪市環境基本計画に定められた環境政策の3つの柱である「低炭素社会の構築」、「循環型社会の形成」、「快適な都市環境の確保」に配慮し、前述の環境の保全及び創造のために講じることを予定している措置を行うことで、「環境先進都市大阪」の実現に向けた計画の推進に努める。